

J R 東海労幹関西地「申」第 6 号
2 0 1 9 年 8 月 2 7 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 松 寄 道 洋 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 畑 野 浩 孝

「準備報告時間内に於ける管理者指導」に関する申し入れ

7 月 24 日、大阪第二運輸所に於いて、東海労組合員が退出時刻前の準備報告時間内で作業を行っていたところ、営業科秋山助役が 1 分で済むからと言って「開通表示灯の喚呼方法」を伝達してきた。

しかし、「開通表示灯の喚呼方法」等の乗務員に対する指導は、訓練時間内や超勤扱いで行うべきである。

常日頃、現場管理者からは車掌携帯端末（受領・締切り）扱い時は乗務員間の会話を慎み集中するように指導している。また、今回のように、現場管理者が乗務員の準備報告時間内に於いて、指導することは主たる乗務員勤務制度に反した行動である。

よって下記の通り申し入れるので、早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 今回、準備報告時間内に営業科秋山助役が 1 分で済むからと言って「開通表示灯の喚呼方法」を伝達してきたことは問題であると考え。会社の見解を明らかにすること。
2. 「開通表示灯の喚呼方法」等を乗務員に対する指導は、訓練時間内や超勤扱いで行うべきと考える。会社の見解を明らかにすること。

以上